

令和5年 第5回（9月） 筑紫野市議会定例会
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

認定第4号及び認定第5号の2件について、審査の経過と結果をご報告します。

まず、『認定第4号 令和4年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算事項別明細書及び関係資料により事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、貸付人数と貸付金合計の推移はどうなっているのか、との質疑があり、人数、貸付額共に若干減少している、との答弁がありました。

また、一委員から、返還を猶予されている方がいるが、背景としてどのような状況があるのかとの質疑があり、執行部からは、在学中のため猶予されている方がほとんどであり、1人がコロナ禍により収入状況が厳しいため猶予されている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、『認定第5号 令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部から、歳入歳出決算事項別明細書及び関係資料により事業概要、決算状況等の説明を受けました。

委員会では、介護保険料の負担について年金受給者から悲痛な声を聞くが何らかの対応をしているのか、との質疑があり、執行部からは、低所得者に対する軽減措置があり、要件によっては更に減免がある、との答弁がありました。

また、一委員から、介護予防事業についてコロナの影響で停滞したと思われるが今後どのように展開するのか、との質疑があり、執行部からは、カミーリヤでの運動や公民館等での様々な運動といった通いの事業を生かしながら生活支援等も入れて対応できる方法がないか検討していきたい、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和5年 第5回（9月） 筑紫野市議会定例会

【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『認定第7号 令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、審査の経過と結果をご報告します。

本事業は、筑紫地区での要介護認定の公平化、公正化を図るため、介護認定審査会を筑紫地区5市で共同設置しているもので、事務局は2年ごとの輪番制としており、令和3年度、令和4年度は筑紫野市が担当している。令和4年度の歳入歳出決算額の総額は6,845万5,064円となっております。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和5年 第5回（9月） 筑紫野市議会定例会
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第44号から議案第46号までの3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第44号 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が施行されたことに伴い、所管大臣である厚生労働大臣を内閣総理大臣に改める等、条例の一部を改正するものです。

委員会では、今回の条例改正により何か影響があるのか、との質疑があり、執行部からは、こども家庭庁発足に伴う所管変えのため所管大臣が変更になったものであり、影響はない、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第45号 筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が施行されたことに伴い、所管大臣である厚生労働大臣を内閣総理大臣に改める等、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第46号 筑紫野市立障害者通所施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、こども家庭庁の設置に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の所管が、こども家庭庁及び厚生労働省の共管となったことにより、所管大臣を厚生労働大臣から主務大臣に改める等、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和5年 第5回（9月） 筑紫野市議会定例会
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第50号及び議案第51号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第50号 令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本予算は、令和4年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算を踏まえ、令和5年度歳入予算のうち前年度繰越金を310万4千円増額し、併せて、一般会計繰入金を275万4千円、貸付金元利収入を35万円減額するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第51号 令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本予算は、歳入歳出をそれぞれ1億5,673万7千円補正増し、歳入歳出予算額を73億9,707万円とするものです。

執行部から、補正の主な内容は、歳出については、国・県・支払基金からの令和4年度交付金清算に伴う返還金として、国庫支出金返還金3,516万1千円、県支出金返還金248万3千円、社会保険診療報酬支払基金返還金124万5千円、予備費として歳入超過分の収支調整のた

めの1億1,784万8千円の補正増であり、歳入については、国からの令和4年度交付金清算に伴い追加交付となった272万1千円、県からの令和4年度交付金清算に伴い追加交付となった877万7千円、前年度繰越金として1億4,523万9千円の補正増である。また債務負担行為の補正として、緊急通報システム委託1,643万4千円の補正増である、との説明がありました。なお、委託事業の内容は、従来の緊急通報装置に加え、みまもりセンサーを貸与し、必要に応じてかけつけ事業者を手配することで本人の通報によらない、きめ細かな安否確認が可能となり、高齢者等が住み慣れた自宅で安心して生活できるように支援するものです。

委員会では、緊急通報システムについて、一定時間動作がなく、みまもりセンサーに反応がない場合の確認等はどこが行うのかとの質疑があり、執行部からは、現在のシステムについてはボタンを押したらコールセンターにつながり、会話ができるようになっており、状況に応じて救急に連絡する。一方、新たに設置するみまもりセンサーについては、センサーに反応が無い場合、コールセンターに連絡が行き、自宅及び協力員あるいはかけつけ事業者に連絡が行くようになっている、との答弁がありました。

また、一委員から、センサーの設置台数は、との質疑があり、執行部からは、現在の緊急通報装置は133人が利用しており、みまもりセンサーは170人を想定している、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和5年 第5回（9月） 筑紫野市議会定例会
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『請願第3号 教育予算の拡充等に関する請願』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

委員会ではまず、本件に関する現状等について執行部から、教職員においては、児童生徒1人1台タブレット端末の整備によるICTを活用した学びへの対応、いじめ見逃しゼロの取組、不登校児童生徒へのきめ細やかな支援など、日々の授業の準備や教材研究に加えて多岐にわたる業務になっており、学級編制では、改正公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、小学1年生から4年生は1クラス35人以下、小学5年生、6年生、また中学1年生から3年生は40人以下で学級編制を行っているとの説明を受けました。

また、現在、学校では、児童生徒を取り巻く環境等が複雑化、多様化しており、少人数学級実施に必要な教職員の定数改善がなされれば、より安定した学級運営が行われると考えられることから、教育委員会事務局としても教職員定数等の充実、改善について、福岡県市長会などに対して今後も引き続き要望してまいりたい、との説明を受け、審査を行いました。

委員会では、一委員から、先日行われた総合教育会議においても出席者から同様の意見が出ており、本請願が重要なものである、との意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。